

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年1月21日（令和4年（行情）諮問第35号）及び同年5月18日（同第301号）

答申日：令和5年2月13日（令和4年度（行情）答申第516号及び同第517号）

事件名：行政文書ファイル「令和元年度上級部隊指示・一般命令（3年保存）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件
行政文書ファイル「令和元年度上級部隊指示・一般命令（3年保存）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年10月11日付け防官文第17060号及び令和4年2月3日付け同第1728号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1

決定通知書2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

（2）原処分2

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条3号に該当しないと考える。

しかしながら仮に上記主張が認められないとしても、以下の部分は法6条1項により部分開示されるべきである。

決定通知書第2項記載の不開示部分のうち、句点及び読点、並びに日本語の品詞たる助詞、助動詞又は接続詞にあたる単語は法5条3号に該当するとはいえない。また、前述の部分以外の不開示情報が記録されている部分は容易に区分して除くことが出来るし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めること

も相当ではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「Webサイト「e-GOV」で公開されている行政文書ファイル管理簿に登載されている文書の内、「令和元年度上級部隊指示・一般命令（3年保存）」と題する文書。（府省名が防衛省，作成・取得年度等が2019年度，大分類が指示・一般命令，中分類が指示・一般命令，作成・取得者が防衛省陸上自衛隊陸上総隊特殊作戦群長，起算日が2020年4月1日，保存期間が3年，保存期間満了日が2023年3月31日，媒体の種別が紙，保存場所が書棚，管理者が防衛省陸上自衛隊陸上総隊特殊作戦群長，保存期間満了時の措置が移管であるもの）」の開示を求めるものである。

本件開示請求については，法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し，先行決定として，別紙に掲げる文書1について，法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分1を行った後，後行決定として，別紙に掲げる文書2及び文書3について，法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は，別表のとおりであり，本件対象文書のうち，法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，上記第2の2を理由として原処分の取消しを求めるが，上記2のとおり，本件対象文書の一部については，法5条3号に該当するため不開示としたものである。

よって，審査請求人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- ① 令和4年1月21日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第35号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年2月10日 審議（同上）
- ④ 同年5月18日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第301号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）

- ⑥ 同年6月7日 審議（同上）
- ⑦ 令和5年1月18日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（令和4年（行情）諮問第35号），本件対象文書の見分及び審議（同第35号及び同第301号）
- ⑧ 同年2月7日 令和4年（行情）諮問第35号及び同第301号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる3文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分には特殊作戦群に所属する隊員の印影、階級及び氏名等並びに同群の部隊運用に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

当該不開示部分について、これを公にすれば、特殊作戦群に所属した隊員が特定され、同群の態勢及び運用等に関する情報を得ようとする者から、当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるとともに、当該部隊の運用計画が判明することにより、自衛隊の運用要領及び関連部署が明らかとなり、自衛隊取り分け特殊作戦群の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

文書1 ***に関する特殊作戦群一般命令（特戦群般命第11号。令和2年1月29日）（起案用紙のみ。）

文書2 ***に関する特殊作戦群一般命令（特戦群般命第11号。令和2年1月29日）（起案用紙を除く。）

文書3 ***に関する特殊作戦群一般命令の一部を変更する特殊作戦群一般命令（特戦群般命第17号。令和2年2月12日）

別表（原処分において不開示とした部分及びその理由）

文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	件名並びに 1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の行動及び運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及びその関連部署が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	件名及び 1 ページないし 9 ページまでのそれぞれ一部	
文書 3	件名及び 1 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ一部	